

8 陳 情 第 1 5 号	北新宿三丁目の L 形側溝及び段差の安全確保・改善を求める陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 8 年 9 月 2 4 日受理、令和 8 年 1 0 月 1 日付託
陳 情 者	新宿区北新宿————— —————
(要 旨) 北新宿三丁目 6 6 1 番 3 6 付近の道路に残されている L 形側溝及び段差について、歩行者・自転車等の安全確保の観点から、次の事項をお願いいたします。 1 高さ約 1 0 c m、長さ約 2 0 m にわたり残っている段差について、現地の通行状況を踏まえて安全性を改めて検証してください。 2 同じセットバックに関連する箇所において、西側では段差が解消されている一方、東側及び南側では段差が残されています。この対応の違いについて、その理由及び安全上の判断根拠を明らかにしてください。 3 安全性の検証結果を踏まえ、歩行者・自転車等の安全確保のために必要な段差解消その他の改善措置を講じてください。 (理 由) 1 高さ約 1 0 c m、長さ約 2 0 m の段差が現存しています 現地の南側及び東側には、L 形側溝に沿って段差が残っています。南側の段差は、実測で高さ約 1 0 c m、長さ約 2 0 m (約 1 9 m 7 0 c m) あります。この状況は通常の道路のわずかな凹凸とは異なる大きさの段差です。 2 西側と東側・南側で対応が異なっています 同じ場所に関連する西側では段差が解消されています。一方、東側及び南側では現在も段差が残っています。そこで、「なぜ西側では段差を解消し、東側及び南側では残しているのか」について、その理由を明確にしていきたいと考えています。 3 道路が狭くなる箇所に段差があります 東側は道路幅が狭くなる箇所であり、電柱・自転車等があることに加え、車両が駐車している場合には、歩行者や自転車が通行できる範囲がさらに狭くなります。そのような場所のすぐ脇に段差があるため、歩行者や自転車が段差付近を通行する状況が生じます。特に自転車の場合、高さ約 1 0 c m の段差に接触した場合には、バランスを崩し転倒するおそれがあります。 4 新宿区は管理責任を認める一方、段差を「安全上問題がない」としています これまでの新宿区との文書によるやり取りでは、新宿区は当該箇所について法	

令上の管理責任者が新宿区である旨を回答しています。一方、現在の段差については「安全上問題がない」とする趣旨の回答がされています。しかし、高さ約 10 c m、長さ約 20 m という実際の段差、道路幅、歩行者・自転車の通行状況及び西側との対応の違いを考えると、その安全判断について、現地の実態に即した客観的な検証が必要であると考えます。

5 求めているのは責任追及ではなく、現場の安全確保です

本陳情の目的は、過去の経緯について責任を追及することではありません。現に存在する段差について、「歩行者や自転車にとって安全であるか」を現場の状況に基づいて改めて確認し、必要であれば改善していただくことです。高齢者、子ども、自転車利用者などを含め、地域住民が安全に通行できる道路とするため、上記についてご検討くださいますようお願いいたします。